

## 日本環境変異原ゲノム学会・哺乳動物試験研究会 (JEMS・MMS 研究会) 会則

### 1 名称

日本環境変異原ゲノム学会 哺乳動物試験研究会

The Japanese Environmental Mutagen and Genome Society • Mammalian Mutagenicity Study Group (略称) JEMS・MMS 研究会

### 2 目的

哺乳動物及び動物細胞を用いる各種変異原性試験について検討し、この分野の研究の発展に努めると共にヒトへの安全性評価に寄与する。

### 3 活動

①定例研究会を年2回行なう。1回は原則として JEMS 大会開催の前日とし、会の形式は大会の組織委員会と協議する。

#### ②定例研究会

- a) Original Data の発表および討議
- b) 各種の情報交換
- c) その他の協議事項

#### ③その他の活動

- a) 特定テーマについての共同研究
- b) 会員相互の研鑽のための研修会
- c) 会員または非会員対象の講習会・ワークショップ
- d) Standard Protocol の検討
- e) Mutation Research 誌の賛助団体として、投稿に便宜を図る
- f) MMS News 等の発信
- g) ホームページの運用

④年1回、原則として定例研究会において、総会を開催する。総会は、会員の 1/3 以上の出席（委任状を含む）をもって成立とする。総会では、予算・決算の承認等、本会運営に必要な事項を、出席者の過半数の賛成により決議する。

### 4 一般会員

原則として JEMS 会員で、この研究会の目的に賛同する有志。

### 5 賛助会員

MMS 研究会の活動を理解し、研究会に経済的援助を行ない得る団体または個人。賛助会員は別記に示す特典を受けることが出来る。

### 6 運営

- ・会長1名、庶務幹事1名、会計幹事1名を含む若干名

(目安として会員数の5%程度)の幹事をおく。

- ・会長は幹事会により選出される。幹事は一般会員の選挙によって選ぶ。選挙方法については別記に示す幹事選挙に関する覚え書きによる。
- ・会長は、本会の代表として運営ならびに渉外対応等を担う。庶務幹事は、事務局として情報発信や入退会管理等を担う。会計幹事は、本会の会計管理を担う。

## 7 年会費

一般会員は3,000円、賛助会員は100,000円を前納することとする。

但し、海外留学・産休育休等により長期間不在にする場合は事前に届け出ることであり休会することができる。

## 8 会計

MMS研究会の会計年度は1月1日に始まり、12月31日に終わる。

本会の経費は、本会会費、各種補助金、寄付金、事業に伴う収入、財産から生ずる収入等をもって充てる。各会計年度の決算報告は、幹事以外の会員による監査を行った上で、翌年度総会において会員の承認を得る。

## 付記

1. 本会の事務局を会計幹事の所属施設内に置く。本会の所在地は、事務局所在地と同じとする。
2. MMS研究会賛助会員の特典
  - ① 一般会員と同様に会の活動についての案内を受ける。
  - ② 会員情報誌等の発行の度に広告を掲載することが出来る。
  - ③ MMS研究会主催の会で、広告、宣伝活動を行なうことが出来る。
3. 会長・幹事選挙に関する覚え書き(2000年9月1日幹事会決定)
  - ① 幹事選挙にあたり、会長は選挙管理委員若干名を委嘱し、選挙の管理を担当させる。
  - ② 会長、幹事の任期は2年とする(選挙は隔年毎に行なう)。
  - ③ 会長は幹事会において決定し、指名する。
  - ④ 会長は庶務幹事および会計幹事を会員から委嘱する。また会長は必要に応じ会員の中より若干名の幹事を追加選任することができる。
  - ⑤ 会長の再任は妨げない。また幹事は連続3選できない。但し、庶務幹事および会計幹事はこの限りではない。
  - ⑥ 任期中に会長が退任する場合には、幹事会で新会長を決定する。その任期は残任期間とする。
  - ⑦ 幹事会は、MMS研究会を活性化すべく積極的に活動する若手の登用を心掛けること。
  - ⑧ 幹事選挙の次点から候補を選ぶ場合は抽選を行う。

4. 一般会員の所属変更、退会について

- ① 一般会員は所属変更時に有効なメールアドレスを庶務幹事宛てに連絡する。
- ② 年会費を3年間滞納し、かつ催促に応じないとき、MMS会員の資格を喪失する。

5. MMS研究会を母体とした共同研究の実施について

MMS研究会で実施する共同研究は、以下の要件を満たすものとする。

- ① 会の目的に沿う研究であること
- ② 研究成果は原則公表し、広く公共に還元すること（学会発表、論文化、公的機関へのデータ提供など）
- ③ 共同研究の実施にあたり、知的財産権、秘密保持、成果物の公表および利用に関わる制限が発生する場合は、事前にその内容について参加者の合意を得ること（契約書や覚え書き等）

6. 本会則は1988年5月20日より施行する。

1992年6月11日、1992年7月17日、1993年11月27日、1995年11月22日、  
1997年6月20日、1998年11月23日、1999年6月16日、2000年11月14日、  
2001年6月15日、2002年1月1日、2003年6月13日、2005年6月18日、  
2007年6月15日、2009年6月21日、2011年12月1日、2013年6月4日、  
2015年6月13日、2017年6月2日、2019年6月28日、2020年3月31日、2021年6  
月30日、2023年6月9日、2025年6月2日一部改正